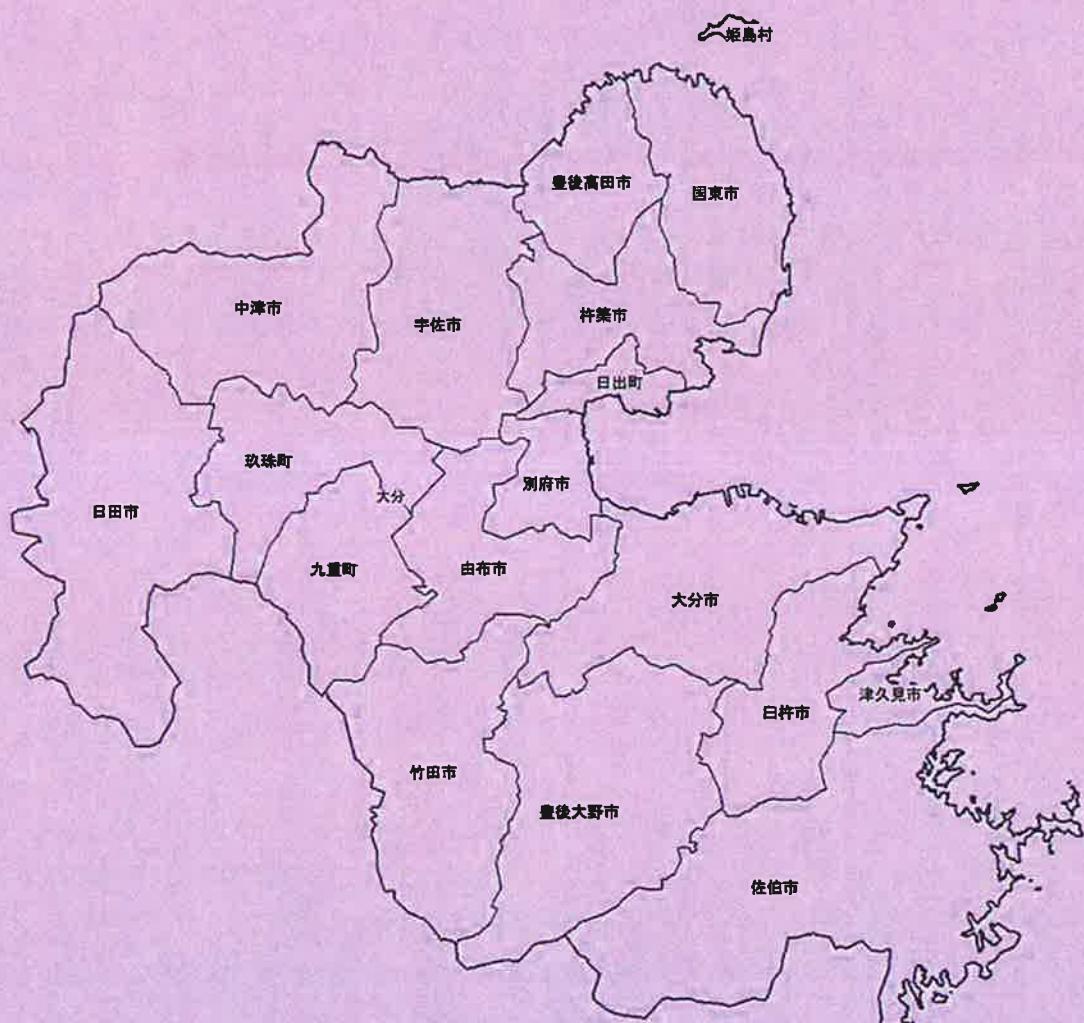




大分県市町村社会福祉協議会 災害時相互応援協定書



大分県

大分県市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定について

1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くのかけがえのない人命を失い、また、多くの住宅や都市・産業基盤が破壊され、地域社会は壊滅的な被害を受けました。

本県でも、昨年7月に発生した豪雨災害では、河川の大規模氾濫等による家屋の浸水や損壊、広範囲な断水、JR豊肥線や各所橋梁の流失等、広域にわたり地域住民を脅かす甚大な被害が発生し、今なお復旧の途にあります。

このような大規模・広域的な災害が発生した場合、これまで社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉を推進する組織として「災害ボランティアセンター」を直ちに立ち上げ、被災地でのボランティア活動の支援、また、被災世帯に対する「生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）」を行うなど、被災地の住民生活の復旧・復興を支援してきました。

しかしながら、被災社協では、災害で混乱するなか緊急対応に追われ、ボランティア等の受入れや地域住民への計画的な支援活動を行う体制が十分行えない状況が生じています。このため、県内さらには全国の社協関係者による広域的な緊急支援が必要となります。これまでも被災地社協に対し、適宜、支援スタッフ派遣等による応援を行ってきましたが、迅速かつ円滑に応援を実施するための体制づくりが課題となっています。

そこで、今後想定される自然災害に対して、これまでの教訓や災害現場での支援実績の蓄積をもとに、県市町村に設置されている社協のネットワークを活かし、発災時の迅速な初動対応や支援体制の確立を図ることを目的に本協定を締結するものです。

2 協定の内容及び施行時期

（1）協定の内容

- ① 災害の範囲
- ② 応援要請の手続き
- ③ 県社協の役割
- ④ 市町村社協の役割
- ⑤ 応援の内容
- ⑥ 応援職員の指揮
- ⑦ 経費負担
- ⑧ 平常時の任務
- ⑨ 県社協及び市町村社協の連絡窓口
- ⑩ 他の協定との関係
- ⑪ 本県以外の災害への対応

（2）施行時期

平成25年3月11日（月）

大分県市町村社会福祉協議会 災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大分県内において災害が発生し、被災した市町村の社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）独自では十分な災害救援活動が実施できないときに、大分県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）が相互に協力して応援を行うため、必要な事項について定めるものとする。

(災害の適用範囲)

第2条 この協定において、災害とは災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、災害救助法が適用される災害をいう。

2 前項に規定する災害のほか、住民生活に重大な支障が生じる災害をいう。

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災地社協は、県社協に対して次に掲げる事項を明らかにして、電話、FAX、電子メール等で行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 第6条に掲げる応援内容の種類、内容及び人数
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

(県社協の役割)

第4条 災害が発生した場合、県社協は被災市町村における被災状況等の情報収集に積極的に努めるものとする。

2 県社協は、速やかに連絡調整を行い、他の市町村社協に対し応援を求めるものとする。

3 県社協は、災害の規模又は被災地社協からの応援要請内容に照らし、県内の市町村社協において対応が十分にできない場合は、速やかに九州ブロック社会福祉協議会等に応援を求めるものとする。

(市町村社協の役割)

第5条 市町村社協は、被災地社協の情報収集に努めるものとする。

2 応援を要請された市町村社協は、被災地社協を応援する。

3 被災地社協以外の市町村社協は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災地社協が前条に定める要請ができないと判断される場合には、同条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の要請があつたものとみなす。

(応援の内容)

第6条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害救援活動に必要な職員の派遣
- (2) 災害救援活動に必要な車両及び資機材の提供
- (3) その他応援のための必要な事項

2 応援職員の行う災害救援活動は、次のとおりとする。

- (1) 災害救援活動を行うために必要な情報収集
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営支援
- (3) 生活福祉資金特例貸付の業務支援
- (4) その他応援のための必要な事項

(応援職員の指揮)

第7条 応援職員は、応援を要請した被災地社協の指揮のもと、災害救援活動に従事する。

2 被災地社協が指揮不能の場合は、県社協又は応援する市町村社協の指揮のもとに災害救援活動に従事する。

(経費負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として応援する市町村社協の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県社協及び市町村社協は、自らの応援能力等を正確に把握し、能力の向上に努めるものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、県社協は年1回以上、連絡会等を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

(連絡の窓口)

第10条 県社協及び市町村社協は、あらかじめ本協定に関する連絡担当部署を定め、別記様式第1号により、毎年4月15日までに県社協へ提出するものとする。

2 県社協は、毎年4月末日までに前項に定める連絡窓口を別記様式第2号にまとめ、

市町村社協に送付するものとする。

3 県社協及び市町村社協は、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、市町村社協が別に締結した他の協定を排除するものではない。

(本県以外の災害への対応)

第12条 第1条の規定にかかわらず、本県以外の災害の対応については、九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定に基づく応援要請又は全国社会福祉協議会からの応援要請がある場合、本協定を準用する。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県社協及び市町村社協が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第14条 この協定は、平成25年3月11日から効力を生じ、特に異議のない場合は次年度も更新する。

2 この協定の締結を証するため、本書19通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年3月11日

社会福祉法人大分県社会福祉協議会

会長 小倉義人



社会福祉法人大分市社会福祉協議会

会長 秦政博



社会福祉法人別府市社会福祉協議会

会長 浜田博



社会福祉法人中津市社会福祉協議会

会長 新貝正勝



社会福祉法人日田市社会福祉協議会

会長 原田啓介



社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会

会長 恒松芳洋



社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会

会長 安藤惠薰



社会福祉法人津久見市社会福祉協議会

会長 植田善徳



社会福祉法人竹田市社会福祉協議会

会長 猪野一男



社会福祉法人豊後高田市社会福祉協議会

会長 永松博文



社会福祉法人杵築市社会福祉協議会

会長 八坂恭介



社会福祉法人宇佐市社会福祉協議会

会長 是永修治



社会福祉法人豊後大野市社会福祉協議会

会長 羽田野 昭太郎



社会福祉法人由布市社会福祉協議会

会長 佐藤 哲紹



社会福祉法人国東市社会福祉協議会

会長 三河 明史



社会福祉法人日出町社会福祉協議会

会長 堀 力夫



社会福祉法人九重町社会福祉協議会

会長 窪田 憲一



社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会

会長 櫻井 哲子



社会福祉法人姫島村社会福祉協議会

会長 藤本 昭夫

